

# お早めに 3月16日

今年も、確定申告の時期になりました。例年のことですが、昨年一年間の収入や経費を調べ直して、帳簿類をとりそろえるなど、何かと忙しいときではないでしょうか。

でも、確定申告をすることによって、あなたの昨年一年間のまとめをしてみることは、今年あなたの営業にとってもプラスになる面があると思います。白色申告の人は、この際思い切つて青色申告にしてみてもいいところ、3月10日過ぎになりますと、税務署は大変混雑します。申告は正しくお早めに。申告書の書き方など、分からない点は、税務署や申告相談でお尋ね下さい。

### ○一般の人

・ 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人

・ 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人

61年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除（33万円）配偶者控除（33万円）扶養控除一人当たり33万円）その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。

### 《参考》

<b>独身者</b>
所得 33万円
<b>夫婦者</b>
所得 66万円

### 確定申告の 必要な人



<b>夫婦子3人</b>
所得 165万円

<b>夫婦子2人</b>
所得 132万円

<b>夫婦子1人</b>
所得 99万円

なお、社会保険料控除、生命保険料控除や損害保険料控除があれば、さらにこの金額に上積みとなります。

### ○サラリーマン

サラリーマン（給与所得者）の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。

- ・ 給与の年収が1千5百万円を超える人
- ・ 給与以外の所得が20万円を超える人
- ・ 二カ所以上から給与をもらっている人



### 贈与税の 申告

贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。

財産の贈与は、主に夫婦や親子の間で行われることが多いので、贈与税のことをうっかり忘れていたという人も案外多いようです。例えば、金銭のやりとりをしないで、親が所有していた土地や家屋を子の名義に変えたり、夫名義の株式を妻名義に変えたりしたときは、贈与があったものとされます。

また、形式的には金銭の貸借になつていても「ある時払いの催促なし」のように実質的に贈与と認められるものについては、贈与税がかかります。

昨年中に贈与を受けた財産の価額を合計して、六十万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十六日までです。期限内に正しい申告と納税をしましょう。

ところで、共働きの夫婦が例えば一千万円の住宅を買う場合、夫が七百万円、妻が三百万円負担し、その住宅を夫名義にする